

計画の概要

- 災害対策基本法に基づく法定計画で、火山噴火災害に係る予防、応急・復旧、復興を内容とするもの

修正の目的

- 国に先駆け、令和5年12月に策定した「大規模噴火降灰対応指針」における降灰対策の方向性を踏まえ、関係機関の役割分担や降灰対策を計画に位置付け
- 図上訓練で明らかになった課題を踏まえ、**島民の安全確保**に向けた避難体制を一層強化

主な修正ポイント

- 「目指すべき到達目標」を新たに設定
- 島しょ火山対策については、**島外避難に係る対策を充実**
- 富士山火山対策については、**都市機能や都民の生活を守るための降灰対策を具体化**
- **自助共助の取組を拡充**

目指すべき到達目標の設定

島 し ょ	避難体制の整備	円滑な避難に向けた対策が講じられ、様々なリスクに柔軟に対応できる体制が整備されている
	輸送体制	島民等が安全に避難できる輸送手段が確保され、避難者を受け入れる体制が整っている
富 士 山 噴 火	降灰状況の把握	降灰状況を一元的かつ迅速に把握できる体制が構築されている
	交通インフラ対策	降灰の初期段階から効率的に除灰する体制が構築されている
	ライフライン対策	ライフライン事業者による予防・応急復旧策が強化されている
	火山灰処理	火山灰の収集から処分までの広域的な連携体制が構築され、仮置き場や処分先が確保されている
	避難	多様なニーズに対応できる広域的な避難体制が構築されている
	物資の供給	備蓄の促進と物資供給体制の構築により、災害時に自宅等で生活が維持できる環境が整っている
共 通	情報発信	都民や観光客等が災害を自分事と捉え、必要な情報にアクセスできる仕組みが構築されている
	共助の取組	自主防災組織やボランティア等の連携により、地域の防災力が強化されている

今後の主な対策等

島しょ火山

■避難体制の整備

- 避難に係る噴火レベルや各関係機関別のタイムラインを明記
- 伊豆大島、三宅島のハザードマップを見直し
- 火山活動が急変した場合や、台風等の複合災害が見込まれる場合の対応を避難計画に反映 等

■輸送体制の確保

- 陸・海・空のあらゆる手段を活用し、円滑な島外避難に向けて、輸送体制を強化
- 船舶等の保有台数や島しょごとの港の規模等に応じた輸送配分方法を避難計画に反映
- 島しょ間や周辺県との連携強化により、状況が逼迫した場合の被災者の一時収容等のための体制を確保 等

■降灰状況把握

- 都内全域で降灰厚を把握する主体や手順を明記
- 災害情報システムを再構築し、降灰情報を地図上で表示 等

■交通インフラ対策

- 優先除灰拠点・道路を指定
- 資機材を確保する体制を拡充（関係団体との協定締結等）
- 降灰状況に応じた道路除灰手順等を定めた方針を策定 等

■ライフライン対策

- ライフライン事業者等による予防・応急復旧策を強化
- 訓練等を通じた都とライフライン事業者の情報連絡体制の強化 等

■火山灰処理

- 仮置き場候補地の選定基準を明記
- 国の方針を踏まえ、火山灰処理の各主体の役割分担や実施体制等を具体化し、処分先を確保 等

■避難

- 住民等の避難基準を明記（在宅避難を原則とし、降灰厚別に記載）等
- 国や他県等と連携し広域避難も含めた避難の手順や役割を計画に反映

■物資の供給

- 都民や事業者の備蓄を促進
- 物資輸送車両等の降灰時の走行性能を把握し、物資輸送方針を策定 等

■情報発信

- 多様な媒体を活用し、災害時の情報発信体制を強化
- 外国人等に配慮した災害時の情報発信を推進 等

■自助・共助の取組

- 区市町村と連携し、女性・学生等を対象としたPRを強化し、消防団の入団を促進
- 啓発ツールやイベント等により、普及啓発を充実 等

共通

今後の予定

2月7日(金)素案公表・パブリックコメント開始 ▶ 令和7年度早期 都防災会議で成案決定